

## 中区自立生活等支援事業 評価基準

評価の項目 ( )配点	評価対象	配点		評価の着眼点
1 業務実施方針 (20)	生活保護受給者の金銭管理面での課題についての理解度	10	A	加点要素 (10) ・支援対象者の現状と課題が十分に理解され、対策まで想定している。
			B	加点要素 (8) ・支援対象者の現状を理解し、その課題について整理できている。
			C	基本(6) ・支援対象者を取り巻く現状、対象者が抱える課題をほぼ理解している。
			D	減点要素 (4) ・現状や課題について、一部理解が不十分な点がある。
			E	(O) ・現状や課題について理解が不十分である。
	課題解決に向けた実施方針の妥当性	10	A	加点要素 (10) ・本事業の目的・内容を深く理解しており、支援対象者の特性に即した具体的な課題解決への方向性が示されている。
			B	加点要素 (8) ・本事業の目的・内容をよく理解しており、具体的な課題解決への方向性が示されている。
			C	基本(6) ・本事業の目的及び内容を理解し、課題解決に向けた方向性が示されている。
			D	減点要素 (4) ・目的及び内容について、一部理解していない部分がある。
			E	(O) ・目的及び内容を全く理解していない。
2 業務実施内容 と手法 (45)	地域等における生活を維持するための支援内容	15	A	加点要素 (15) ・地域等における生活を維持するための支援内容が具体的に示されており、高い効果が期待できる。
			B	加点要素 (12) ・地域等における生活を維持するための支援内容が具体的に示されている。
			C	基本(9) ・地域等における生活を維持するための支援内容が示されている。
			D	減点要素 (6) ・地域等における生活を維持するための支援内容について、一部不足している、又は妥当でない内容が含まれている。
			E	(O) ・地域等における生活を維持するための支援内容になっていない。
	支援の正確性及び安全性を確保するための手法	15	A	加点要素 (15) ・正確性、安全性について高い水準が確保できるような独創的な工夫がなされている。
			B	加点要素 (12) ・正確性、安全性について高い水準が確保できるような具体的な手法が示されている。
			C	基本(9) ・正確性、安全性について高い水準が確保できる提案内容となっている。
			D	減点要素 (6) ・正確性、安全性を確保するための要素の一部が欠けている。 ・妥当でない内容が含まれている。
			E	(O) ・正確性、安全性を確保できると認められない。
	支援の即応性及び効率性を確保するための手法	15	A	加点要素 (15) ・即応性、効率性について高い水準を確保できるような独創的な工夫がなされている。
			B	加点要素 (12) ・即応性、効率性について高い水準を確保できるような具体的な手法が示されている。
			C	基本(9) ・即応性、効率性について高い水準を確保できる提案内容となっている。
			D	減点要素 (6) ・即応性、効率性を確保を妨げる要素が含まれている。
			E	(O) ・即応性、効率性を確保できると認められない。

## 中区自立生活等支援事業 評価基準

評価の項目 (配点)	評価対象	配点	採点	評価の着眼点
3 業務実施体制 (35)	実施組織	10	A	加点要素 (10) ・安定した支援を継続的に実施するための人材育成が可能である。 ・支援員に欠員を生じた場合に直ちに対応できる人材を確保できる。
			B	加点要素 (8) ・業務統括者の確保について、具体的な見込みがある。 ・具体的な支援員の従事体制について見込みがある。
			C	基本(6) ①安定した身分の入材を確保できる見込みがある。 ②チェック機能を確保できる支援体制が示されている。
			D	減点要素 (4) ・上記①②のどちらかが、欠けている。または、内容が不十分である。
			E	(0) ・事業実施に十分な人材確保の考え方方が示されていない。
	事業拠点	10	A	加点要素 (10) ・きわめて安全で確実な管理が可能な設備を有した事務所を拠点としている。
			B	加点要素 (8) ・安全な管理に配慮された設備を有した事務所を拠点としている。
			C	基本(6) ・概ね安全な管理が可能な設備を有した事務所を拠点としている。
			D	減点要素 (4) ・安全性についての配慮がやや欠けた事務所を拠点としている。
			E	(0) ・安全性について配慮されていない事務所を拠点としている。
	事故の防止 措置及び発 生時の対 応・個人情 報の取扱い	5	A	加点要素 (5) ・事故の防止措置及び発生時の対応や個人情報取扱についての規程を作成しており、具体的に取り組んでいる。
			-	-
			C	基本(3) ・事故の防止措置及び発生時の対応や個人情報取扱の基礎的な考え方について理解している。
			-	-
			E	(0) ・事故の防止措置及び発生時の対応や個人情報取扱の基礎的な考え方について、理解が不十分である。
	類似業務実 績	10	A	加点要素 (10) ・金銭管理に関する同様の手法による複数年にわたる業務実績を有している。
			B	加点要素 (8) ・金銭管理に関する同様の手法による業務実績を有している。
			C	基本(6) ・金銭管理に関する業務実績を複数年にわたり有している。
			D	減点要素 (4) ・金銭管理に関する業務実績を有している。
			E	(0) ・金銭管理に関する業務の実績がない。
合計				/100

## 中区自立生活等支援事業 評価基準

評価の項目 ( )配点	評価対象	配点	評価の着眼点		
4 企業としての 取組(5) ※事務局が 採点を行 います。	ワーク・ラ イフ・バラン スに関する 取組、 障害者雇 用に関する 取組、 健康経営 に関する取 組	5	A	4項目以 上につい て取り組ん でいる	以下の6項目について、取り組んでいるか。 1 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ)。 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ)。 3 次の認定のうち、いずれか1つ以上を取得している。 ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク、プラチナ くるみんマーク) ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(え るぼし) ・ よこはまグッドバランス賞の認定
		4	B	3項目以 上につい て取り組ん でいる	4 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール)を 取得している。
		3	C	2項目以 上につい て取り組ん でいる	5 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員 45.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人 未満)。
		2	D	1項目以 上につい て取り組ん でいる	6 健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の 取得、又は、横浜健康経営認証のAAA クラス若しくはAA クラスの 認証を取得している。
		0	E	取組はして いない	

### 【評価方法】

評価の項目1～3(計100点)に「4 企業としての取組」(5点)を合わせた計105点を満点とする。

- 各評価対象について、A、B、C、D、Eの5段階評価とする。ただし、「3 業務実施体制」の「事故の防止措置及び発生時の対応・個人情報の取扱い」については3段階評価とする。
- 配点が5点の場合は、A=5点、B=4点、C=3点、D=2点、E=0点とする。  
配点が10点の場合は、それぞれA=10点、B=8点、C=6点、D=4点、E=0点とする。  
配点が15点の場合は、それぞれA=15点、B=12点、C=9点、D=6点、E=0点とする。
- 評価の項目1～3の合計評点が60点に満たないもの又はE評価(ただし評価対象「類似業務実績」部分を除く)のあるものは、受託候補者としない。